

LPガス保安の確保に向けた取組状況に関する  
平成26年度トップヒアリングの結果

平成27年3月11日  
経済産業省  
商務流通保安グループ  
ガス安全部

I. ヒアリングの趣旨

経済産業省は、LPガス販売事業者等に対し、毎年度、液化石油ガス販売事業者等保安対策指針を提示し、具体的な自主保安の向上を促している。平成17年度から、この進捗状況も含め、各社の保安確保の方針、そのための具体的な取組、保安体制の確立状況等について、トップ（社長）の方々からヒアリングしており、今回は7回目となる。

II. ヒアリングの対象事業者等

平成26年度のヒアリングは、経済産業省本省に登録されているLPガス販売事業者又は認定されている保安機関のうち、過去5か年間において行政処分又は行政指導を受けた事業者、トップヒアリングをまだ実施していない事業者の中から、以下の10社に協力いただいた。

対象事業者：岩谷マルキガス株式会社、株式会社エネサンス関東、共和商事株式会社、静岡ガスエネルギー株式会社、新東海運輸株式会社、株式会社鈴与ガスあんしんネット、ダイネン株式会社、南紀プロパンガス株式会社、北酸テクノサービス株式会社、株式会社ライフコメリ（計10社、50音順）

実施日：平成26年10月1日～11月27日

III. ヒアリングの結果（各社の取組等について）

ヒアリングの結果は、概ね以下の通り。

○法令遵守の徹底

すべての経営者が年間保安教育計画を策定し、多くの経営者が、保安に対する経営者の姿勢を「経営方針」や「重点目標」等の形で社内・関連事業者に明確に表明するとともに、保安業務の実施について、業務主任者と本社保安部等とのダブルチェック体制、作業マニュアル作成と関係会社を含めた講習、内部監査の実施等により、保安レベルの向上に努めている。事業譲渡を受ける際に、業務引継計画書を作成して現場と本社で進捗管理をすることにより、供給開始時業務（点検調査、書面交付、周知実施）を速やかに行う工夫をしている。

○組織内のリスク管理の徹底及び自主保安活動の推進

経済産業省が推進している「自主保安活動チェックシート」やグループ独自のチェックシートにより、各事業所において課題の抽出を行うとともに、管理部署でも実態把握を行っている。集中監視システムについては高齢者宅、業務用店舗、遠隔顧客等の保安確保に有効として導入している経営者が多いものの、通信回線技術の変化により維持が難しいとの認識が示された。そのような中、通信回線技術開発の動向に見通しが立ちつつあると判断し、新システムの導入の検討を開始した経

営者もいる。

## ○事故防止対策

### ・CO（一酸化炭素）中毒事故の防止

すべての事業者が、行政や業界団体がHP等で提供しているリーフレット等を活用して周知活動を実施している。また、「日常的な接点の強化を図るために業務用厨房施設ごとに保安連絡担当者を選任してもらう」、「業務用厨房機器のCO測定方法、CO濃度に応じた対処方法、業務用換気警報器の設置基準等を社内基準として規定する」等、業務用需要家の理解を得るために工夫をしている。

一般消費者に対しては、長期間使用されていないガス機器の所有者に使用前に販売事業者に連絡するよう依頼する、不完全燃焼防止装置がついていないガス機器については年2回設置状況を調査する等の工夫をする事業者もいる。

### ・一般消費者等に起因する事故の防止

多数の事業者がガス栓カバーの設置を促進している。高齢者への「ひと声呼びかけ運動」や消費者巡回でのコンロ清掃を通して、一般消費者等との接点を増やす工夫がなされていた。LPGガス安全委員会がHPで提供している外国人向け周知パンフレットも活用している。ガス展、キャンペーン活動によりS-iセンター付きコンロの普及を図る、あるいは、安全装置が付いていない器具は再調査の対象とするなどして取替を促している。長期使用製品安全点検制度の対象機器の販売・設置を行う事業者は、制度の説明、登録はがきの代行投函、インターネット登録を実施している。

### ・LPGガス販売事業者等に起因する事故の防止

供給設備（調整器、マイコンメーター等）の更新計画策定、年度予算の確保、必要なマニュアルの整備など、取替えに漏れを生じることが無いようにする取り組みをしている。また、閉栓先の充填容器の引き上げ、質量販売についても社内規定やマニュアルを整備して対応している。

## ○自然災害対策

多くの事業者において容器転倒防止対策、ガス放出防止型高圧ホースの設置に取り組んでいるが、ガス放出防止型高圧ホースの取付けが完了している事業者がいる一方で、期限管理のタイミングで段階的に実施している事業者もいる。中核充てん所を保有している事業者は、県LPGガス協会や自治体・自治会との連携を進めており、防災訓練にも参加している。雪害による事故の未然防止については、雪害ポールの設置や冬囲いのお願い、雪下ろし時注意リーフレットの活用など、消費者の設置状況に合わせた注意喚起を実施している。

ヒアリング各社の具体的な取組については、「平成26年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」の取組状況（資料2-1）において紹介している。